

知っておいて損はないっ！

魚津市の 自治基本条例



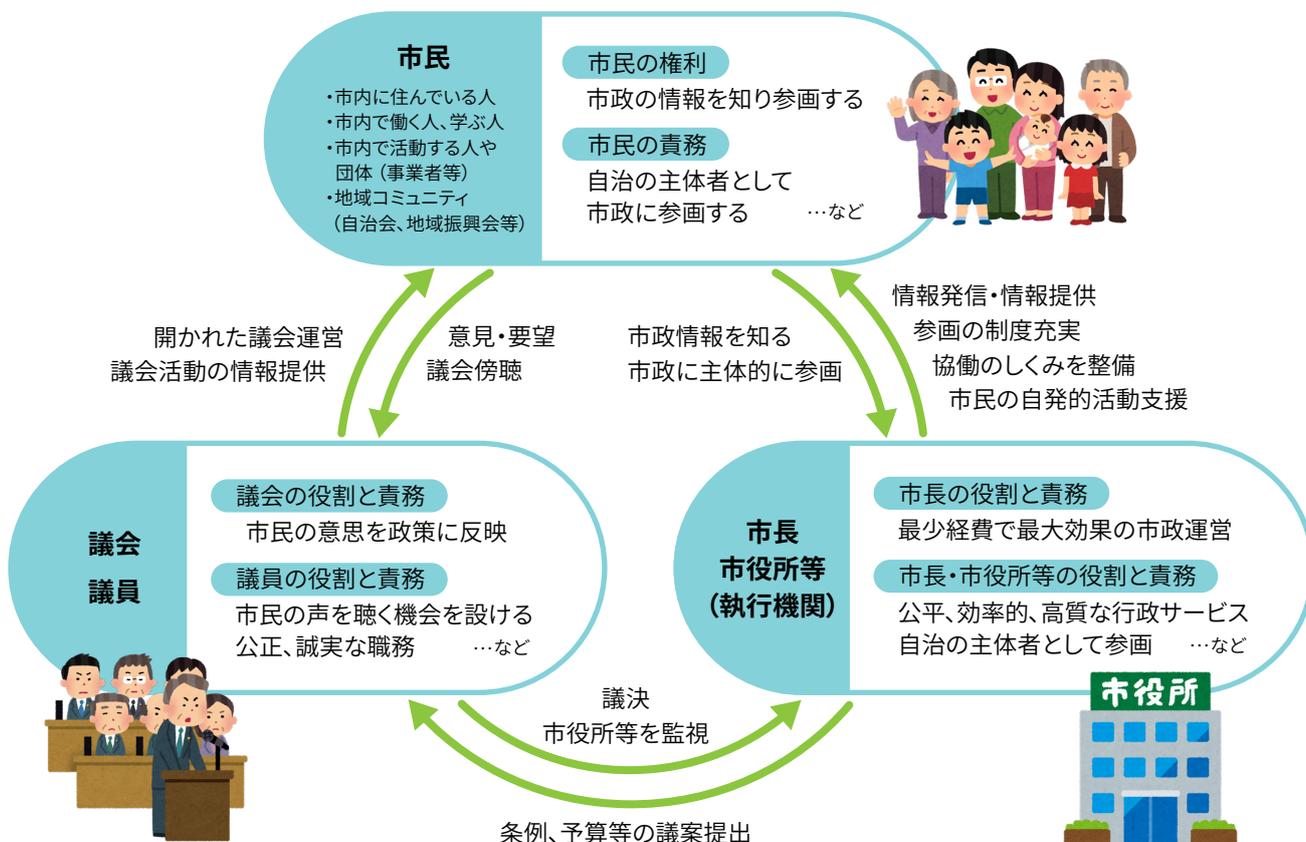
魚津市では、市民や市がそれぞれの役割分担の中で人々が幸せに暮らせるまちを創っていくため、「**自分たちのことを自分たちで決めて自分たちで行う**」ことの基本ルールとなる**魚津市自治基本条例**を制定しています。

人口減少・少子高齢化が進行する中で、地域資源を活用しながら市民が主体となった自治を行うため、市民と市が協働してまちづくりを進めましょう！

POINT 1 | 魚津市自治基本条例の基本三原則



POINT 2 | 魚津市自治基本条例の基本構成



CHECK

条例は、市民等のご意見を聴きながら定期的に見直すこととしています。

CHECK



条例の本文はこちらからご覧ください。

問合せ先

魚津市役所総務部
地域協働課協働推進係

☎ 0765-23-1017

✉ chiiki-kyodo@city.uozu.lg.jp